

認知症対応型共同生活介護

設置運営者募集 質問書に対する回答

令和4年5月20日受付分ー1

(質問)

開設予定地の現況写真（6方向以上）について、既存の建物で開設する場合、どのような写真が必要か？

既存の建物を6方向以上撮ったほうがいいか？また、開設部分の改修前のフロアや居室などの写真も必要か？

(回答)

写真は既存の建物の外観や周辺の様子が見えるものをご提出ください。この場合も6方向以上の撮影をお願いします。

また開設部分の改修前のフロアや居室の写真については必須としません。

認知症対応型共同生活介護

設置運営者募集 質問書に対する回答

令和4年5月20日受付-2

(質問)

様式3（用地関係調書）について、令和4年5月13日受付分-6のなお書きにて、土地の賃借料のみを記載するようになっていますが、開設予定地はグループ会社の持ち物であり、建物賃貸借契約書にて契約を結んでおり、別途土地のみの賃貸契約は結んでいません。このような場合はどのように記載したらよいのでしょうか？

(回答)

賃借料について、土地と建物で切り分けることが不可能な場合については、建物分も含めて記載をしていただいても構いません。その場合の記載例を以下に示します。

所在・地番	面積	単価	予定賃借料（年額/円）
安城市●町△-□	600㎡	1,000円	100,000円（100㎡借用） （建物賃借料込み）